

# 管理会社(管理組合)さん！ オーナーさん！

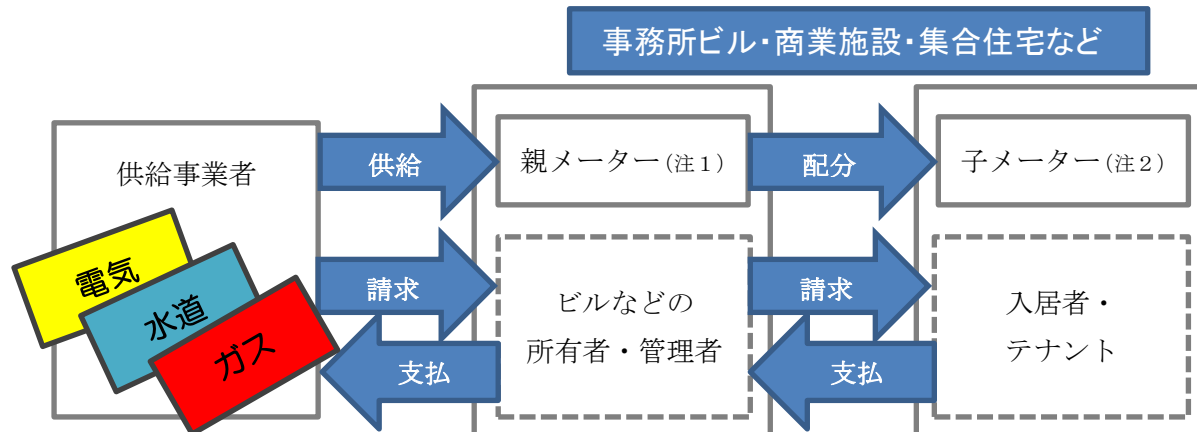


有効期間が過ぎたメーターを使用する事は計量法で禁止されています。

〔計量法第16条(使用の制限)により、「取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ使用できない。」 ことになっています。〕

## まず！メーターの有効期限を確認しましょう！

### メーターと使用者の関係 (直接供給事業者と契約している場合を除く)



(注1) 親メーター: 供給事業者が料金請求に使用しているメーターで、一般的に公設メーター・親メーターと呼ばれます。有効期限が切れないように供給事業者が取り換えています。

(注2) 子メーター: 建物・施設の所有者や管理者が一括で払った光熱水費を入居者やテナントに配分するために使われるメーターで、一般的に私設メーター・子メーターと呼ばれます。親メーターと同じように有効期間内のメーターでなければなりません。

《お問い合わせ先》

熊本県産業技術センター 総務管理室計量検定グループ

熊本市東区東町3丁目11番38号

電話 096-368-2101

FAX 096-369-1938